

農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

(単体における事業年度の開示事項)

第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

二 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスポートジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 ((vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャーナー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポートジャーナー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポートジャーナーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポートジャーナー

(iii) 金融機関等向けエクスポートジャーナー

(iv) 株式等エクスポートジャーナー（株式等エクスポートジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポートジャーナー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャーナー

(vii) その他リテール向けエクスポート

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別

ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

七 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

（1）当該手法の概要

（2）保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十条第七項第三号に掲げる出資その他これに類するエクスポート（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((v) 及び(vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートフォリオ全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポートフォリオ
 - (ii) ソブリン向けエクスポートフォリオ
 - (iii) 金融機関等向けエクスポートフォリオ
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポートフォリオ
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートフォリオ
 - (vi) その他リテール向けエクスポートフォリオ
- (3) 証券化エクスポートフォリオ
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートフォリオに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートフォリオ及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートフォリオ
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートフォリオ
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポートフォリオ
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポートフォリオに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
- ホ 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額
- 二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートフォリオ及び証券化エクスポートフォリオを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポートフォリオの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポートフォリオの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポートフォリオの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートフォリオの主な種類別の内訳
- (1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポートしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項(自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十二条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートに係る $EL_{default}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポート 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポートに係る $EL_{default}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バラ

ンス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクspoージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

- ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
- ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
- チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 組合がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 組合が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び

保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

六 出資等又は株式等エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポートージャー（以下「上場株式等エクスポートージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポートージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポートージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャーの額

八 金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクススポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 ((vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスspoージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスspoージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスspoージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスspoージャー

(iii) 金融機関等向けエクスspoージャー

(iv) 株式等エクスspoージャー（株式等エクスspoージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスspoージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスspoージャー

(vii) その他リテール向けエクスspoージャー

五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七 証券化エクスspoージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポートの保有しているかどうかの別
- ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称
- ト 証券化取引に関する会計方針
- チ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- 八 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- （1）当該手法の概要
- （2）保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 出資等又は株式等エクスポートのリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
- （1）標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- （2）内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートの全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
 - (ii) ソブリン向けエクspoージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
 - (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (3) 証券化エクspoージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 - (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクspoージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクspoージャー
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクspoージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
- ホ 自己資本比率告示第十条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額
- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクspoージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又は取引相手の別
 - (3) 残存期間別
- ハ 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
- (1) 地域別
 - (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの

開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項(自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額ト 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十二条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) 事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係る $EL_{default}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係る $EL_{default}$ を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー

、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

- (1) 適格金融資産担保
(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。
)

口 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポート（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート、居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート及びその他リテール向けエクスポートごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

□ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

ニ 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートジャーワ式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポートナーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化工

クスポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

- (2) 原資産を構成するエクスポートジャーのうち、三月以上延滞エクスポートジャーの額又はデフォルトしたエクスポートジャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
 - (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (6) 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）
 - (7) 保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポートジャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートジャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (11) 保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）
 - (2) 保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポートジャーについて区別して記載することを要する。）
 - (3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- (4) 保有する再証券化エクスポートジャヤーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び
保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

七 出資等又は株式等エクスポートジャヤーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポートジャヤー

(2) 上場株式等エクスポートジャヤーに該当しない出資等又は株式等エクスポートジャヤー

ロ 出資等又は株式等エクスポートジャヤーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートジャヤーのポートフォリオの区分ごとの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤーの額

九 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(半期の開示事項)

第四条 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第一号。次項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

前 文（平成二十三年金融庁・農林水産省告示第三号）（抄）

平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第一号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（農林中央金庫の連結会計年度の開示事項に係る経過措置）

第二条 （略）

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 （略）

附 則（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第五号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

（ただし書略）

一～四 （略）

（評価・換算差額等に係る経過措置）

第二条 （略）

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第三条 （略）

附 則（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十七号）

この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年金融庁・農林水産省告示第四号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。（ただし書略）

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項

附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 （略）

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 （略）

附 則（平成二十七年金融庁・農林水産省告示第五号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項

第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、

この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 （略）

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 （略）

附 則（平成二十八年金融庁・農林水産省告示第四号）

（施行期日）

第一条 この告示は平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第十条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項

第二条第三項第八号の規定は、この告示の適用の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。